

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社志田建設	代表者名	福田 周一
主たる営業所の所在地	佐賀県武雄市東川登町永野1600-2		
許可番号	佐賀県知事許可 (特-6)第7910号	許可を受けている建設業の種類	建、大、左、と、石、屋、夕、鋼、鉄、板、ガ、塗、防、内、具、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年3月11日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		
処分の内容(指示処分)			
<p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令を遵守する組織体制を整えること。</p> <p>(3) 建設業法及び関係法令に関する社内教育を、継続的に実施すること。</p> <p>2 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)について、速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>株式会社志田建設は、令和5年9月18日、山口県防府市内の寺本堂改修工事において、天井裏を作業床として労働者に作業を行わせるに当たり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、労働災害を防止するため必要な措置を講じなかった。</p> <p>この件について、同社は、労働安全衛生法違反により、防府簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、令和6年8月15日に刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p>			
その他参考となる事項	山口労働局長からの相互通報制度に基づく通報		